

「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター登録要領

(趣旨)

第1 2050年「ゼロカーボン北海道」の実現のため、北海道では、環境意識が高くCSR活動等として森林づくりを希望している企業等とフィールド提供を希望する市町村等の森林所有者とのマッチングを実施し、企業等と連携した森林吸収源対策として「ほっかいどう企業の森林づくり」を推進することとしている。

森林づくり活動を希望する企業等と、市町村等の森林所有者とのマッチングを推進するため、地域の担当窓口として業務を担う各（総合）振興局林務課のほか、地域林業に精通し森林づくりや木育活動の助言ができる「森林づくりコーディネーター」を新たに道が登録し、道とともに各地域において企業等や森林所有者に対して、候補地の掘り起こしや森林づくり活動への助言、木育活動の提案等を行う。

(森林づくりコーディネーターの要件)

第2 森林づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、次の各号の要件のいずれかに適応する者とする。

- (1) 森林づくり又は木育活動等（以下「森林づくり活動等」という。）に積極的に取り組み、地域林業の状況に精通している者
- (2) 社会性や協調性に富み、森林づくり等において中心となり得る能力を有する者
- (3) 各種研修会等に積極的に参加し、森林づくり活動等に関する技術や知識の研鑽を行う者
- (4) 上記以外の者で、特にコーディネーターとして登録することが妥当であると認められる者

(森林づくりコーディネーターの登録)

第3 コーディネーターの登録は次のとおりとする。

- (1) 総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、地域においてコーディネーターとして適任と思われる者（以下「候補者」という。）がいる場合、事前に本人に意向を確認の上、理解が得られた場合は森林づくりコーディネーター登録調書（別記第1号様式）を作成し、候補者が所属する組織の所属長（別記第2号様式）及び本人の同意（別記第3号様式）を得るものとする。
- (2) 総合振興局長等は、候補者の所属長及び本人の同意が取れた場合、コーディネーターとして登録し、森林づくりコーディネーター登録証（別記第4号様式）を交付するものとする。

(森林づくりコーディネーター登録台帳の作成等)

第4 各（総合）振興局林務課長は、登録されたコーディネーターの氏名等を登載・保管するため、森林づくりコーディネーター登録台帳（別記第5号様式）を作成し、適切に保管する。また、登録後、速やかにその写しを森林海洋環境課長に提出し報告するものとする。

(森林づくりコーディネーターの活動)

第5 コーディネーターは、森林づくり等に関する技術や知識の研鑽と、資質の向上に努めるとともに、森林所有者や、各（総合）振興局林務課、市町村、関係企業等及び地域の森林組合や林業事業体などと密接な連携のもと、次の事項の活動を行うこととする。

- (1) 森林所有者である市町村及び地域の森林組合や林業事業体などと連携を図り、森林づくりの候補地となる森林について情報収集を行う。
- (2) 森林所有者及び企業等の要望を踏まえ、各（総合）振興局林務課と連携・調整を図り、「ほっかいどう企業の森林づくり」に関する森林づくり活動等のプログラム提案や実施規模・期間等に関する助言を行う。
- (3) 企業等からの要請があり、必要な場合は、各（総合）振興局林務課と連携し、現地視察への同行や協定締結後の森林づくり活動等実施のサポートを行う。
- (4) コーディネーター相互の交流を通じて、情報の交換や技術、知識の向上に努める。

（森林づくりコーディネーターへの支援）

第6 道は、「ほっかいどう企業の森林づくり」の取組みを推進するため、次のとおりコーディネーターへの支援を行う。

- (1) 森林海洋環境課は、登録されたコーディネーターに対し円滑な活動が出来るよう研修会を実施する。
森林海洋環境課は、コーディネーターが登録後に初回の研修会に参加する場合に限り、旅費を支給することが出来る。なお、その他活動にかかる経費について、道は支給しない。
- (2) 各（総合）振興局林務課は、コーディネーターから要請があった場合、活動に対し助言等の支援を行う。

（登録の取り消し）

第7 コーディネーター登録の取消しは、次の事項に該当する場合に行うものとする。

総合振興局長等は、登録を取消したときはコーディネーターが所属する所属長及び森林海洋環境課長へ通知するものとする。

- (1) コーディネーターとして、社会的、道義的に適正を欠くに至ると判断されたとき。
- (2) 本人の申し出により、コーディネーターを辞退する旨の報告があったとき。
- (3) 当該コーディネーターが死亡したとき。
- (4) その他の理由により、コーディネーターとしての活動に支障を来したとき。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附則 施行 令和4年10月28日付け 森活第676号

この要領は、令和4年10月28日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 1日から施行する。

別記第1号様式

「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター
登 録 調 書

記入日： 年 月 日

		〇〇（総合）振興局長			
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	年齢	歳
現住所等	〒 電話：				
所属					
現在の 業務内容					
要件の概要	(1)これまでの森林づくり・木育活動との関わり				
	(2)森林・林業・木材産業・木育等の得意分野				
	(3)自己研鑽の取組				
資 格					
その他 特記事項					

注1) 資格は、林業以外に関するものも記載する。

注2) 本調書に記載の個人情報については、本事業の目的以外には、使用しないこととする。

別記第2号様式

同 意 書

「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター候補者〇〇〇〇氏が、森林づくりコーディネーターに登録されることに同意します。

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

組 織 名 称：

代表者職・氏名：

㊞

別記第3号様式

同 意 書

私は、「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター登録要領により森林づくりコーディネーターに登録されることに同意します。

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

住 所：

氏 名：

㊞

別記第4号様式

第 号
登 録 証
様
(登録番号 △△00-00号)
<p>「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター登録要領により、あなたを森林づくりコーディネーターに登録します。</p>
年 月 日
○○ (総合) 振興局長 印

別記第5号様式

「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター
登 録 台 帳

○○ (総合) 振興局産業振興部林務課

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	住所	登録取消 年月日	取消理由	備 考

別記第6号様式（登録取消し通知書）

第 〇〇〇〇号

〇〇年〇月〇〇日

（組織名称） 〇〇〇〇〇〇〇〇

（代表者職・氏名） 〇〇〇〇 様

〇〇（総合） 振興局長

「ほっかいどう企業の森林づくり」に係る森林づくりコーディネーター登録取消しについて（通知）

このことについて、次のとおり登録を取消したので通知します。

記

（森林づくりコーディネーターの登録を取消した者）

- 1 氏 名 〇 〇 〇 〇
- 2 住 所 〇〇市町村□ □ □ □
- 3 登 録 年 月 日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 登 録 番 号 △△〇〇－〇〇号
- 5 登 録 取 消 し 理 由 〇〇〇〇のため

（産業振興部林務課〇〇係）